

金属採掘等資金及び金属権利譲受け資金出資業務要領

平成22年7月1日
2010年（金フ）業務要領第49号
最終改正 令和2年12月3日

I. 目的と方法

1. 目的

この要領は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構業務方法書（2004年（総企）業務規程第1号）（以下、「業務方法書」という。）第47条第2号から第4号に定める出資（以下「出資」という。）を行うに当たり、適切かつ効率的な業務の遂行を図るため、当該業務に係る事務処理等について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 出資の方法

機構の出資は、政策出資の諸制約の中で、利用者の立場にたって公正性、透明性かつ効率的な業務運営を確保するとともに、海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物資源の権利確保並びに開発促進に寄与できるように実施する。

II. 申込要領

機構の出資を希望する者に対して、次の要領で申込みさせるものとする。なお、機構の出資の対象となる事業は、金属採掘等資金及び金属権利譲受け資金出資細則（2010年（金フ）業務細則第22条。以下「出資細則」という。）第4条に定める出資対象事業（以下「出資対象事業」という。）とする。

1. 申込書類の提出

(1) 出資申込書

(2) 添付書類

出資申込書には以下の書類を添付させる。ただし、出資申込書の提出時点で揃えることができない書類については、入手又は作成次第、速やか提出させるものとする。また、出資申込書の提出時点で既に提出を受けている書類については、その内容が変更されていない場合に限り、提出を省略させることができるものとする。

- (ア) 出資対象事業の概要（探鉱計画、資金計画、事業実施体制等を含む）
- (イ) 出資対象事業の鉱区図又は立地に関する図面（原則として縮尺5万分の1）
- (ウ) 出資対象事業の技術情報
- (エ) 出資対象事業の収支計画
- (オ) 出資対象事業の開発計画（対象事業が鉱山開発計画等を有している場合）
- (カ) 出資対象事業の労働安全衛生・環境への配慮状況（HSEチェックシート）
- (キ) 出資対象事業の採掘等を行う権利に関する許認可証、契約証書等の写し
- (ク) 出資対象事業にかかる生産物の引取権、販売権等に関する契約証書等の写し
- (ケ) 出資対象事業保有会社の役員略歴表
- (コ) 出資対象事業保有会社の会社概況書、事業所概況書
- (サ) 出資対象事業保有会社の直近3年間の決算書類
- (シ) 出資対象事業保有会社の資本金明細表
- (ス) 申込者と出資対象事業保有会社との間で締結されている、又は締結予定の株主間協定書等（該当する場合）
- (セ) 申込者の商業登記簿謄本、印鑑証明書等

- (ソ) 機構出資先の現地法人設立公正証書
- (タ) その他、機構が審査に必要であるとして求める資料

2. 出資申込書の必要部数 1部

3. 出資申込書の受付時期 随時

Ⅲ. 審査要領

機構は、業務方法書、出資細則及び関係法令に照らし、本業務要領、金属鉱物海外探鉱資金出融資等審査基準（2005年（評審）業務通達第40号。以下「審査基準」という。）及び出融資及び債務保証に係るHSE審査基準（金属鉱物）（2018年（評価）業務通達第96号。以下「HSE審査基準」という。）により、出資申込書の審査を行うものとする。

1. 採択における事務の分担

出資対象事業の採択に関する事務は、資源開発部ファイナンス課が行うものとする。ただし、出資対象事業の採択可否の審査に関する事務は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 審査基準に定める技術的審査事項に関する審査は、資源開発部技術課が行う技術的検討の結果に対し、金属鉱物プロジェクト技術検討会において、審査基準に則して審査されていることが確認されることをもって行う。
- (2) 審査基準に定める経済的審査事項、事業実施関連審査事項（投資環境に関するものを除く。）及びHSE審査基準に定める労働安全衛生・環境に関する審査並びに審査に関する事務のとりまとめは、評価部審査課が行う。
- (3) 審査基準に定める事業実施関連審査事項のうち投資環境に関する審査は、金属企画部調査課が行う。
- (4) 審査基準に定める政策的審査事項に関する審査は、金属企画部企画課が行う。
- (5) 機構が借入金を財源として出資を行う場合、借入金の償還計画の作成は、資源開発部ファイナンス課が行う。
- (6) 上記（1）～（5）の事務の分担に関する事項の取りまとめは、総務部総務課が行う。

2. 出資金の用途

出資金の用途は、出資細則第2条に定める採掘等資金及び権利譲受け資金であり、出資対象事業に係る設計費、仮設建屋建設費、開発工事費、選鉱・製錬場建設費、インフラ工事費、管理費及び権利取得費並びに出資先の運営費等であって、本社費等は除くものとする（他の本邦法人又は外国法人が行う出資対象事業に必要な資金を供給する場合にはその資金も含む。）。

3. 審査調書の作成

機構は、出資対象事業に関する出資申込書を受理し、審査業務を終了したときには、審査結果を取りまとめた審査調書を作成するものとする。

4. 条件通知

機構は、出資の採択の決裁を受けた場合、当該出資の申込者に対して、速やかに出資条件通知書を送付するものとする。

Ⅳ. 出資契約要領

1. 契約の方法

- (1) 機構は、出資細則第13条の定めに基づき、出資先となる者との間で出資基本契約を締結するものとする。出資基本契約の様式及び内容については、出資の申込みを行った者と協議し、出資対象事業ごとに定めるものとする。
- (2) 同一出資先に複数回に分けて出資を行う場合は、出資ごとに投資特約証書等を締結するものとする。

V. 出資対象事業の監査要領

監査の目的は、機構の出資金が出資対象事業に適正に使用され、事業の目的が達成されているかどうかを確認することであり、その方法は、原則として出資対象事業に関する財産、書類、帳簿等の監査（以下「書面監査」という。）及び実地調査によるものとする。

1. 監査

(1) 書面監査

次の各項目について監査することとし、監査を終了した場合は監査調書を作成するものとする。

ただし、実地調査を行い、監査票を作成した場合には、当該監査票を監査調書に代えることができるものとする。

(ア) 図面類について

- (a) 事業が計画どおり実施されているか
- (b) 承認又は報告が必要な事項について、所定の手続きが取られているか

(イ) 出資金の使用状況について

- (a) 目的外の支出が行われていないか
- (b) 出資額が出資限度額を上回っていないか

(2) 実地調査

機構が必要と判断した場合、次の各項目について実地調査を行い、監査票を作成するものとする。

(ア) 採掘等の状況について

事業が計画どおり実施されているか。

(イ) 出資金の使用状況について

以下の各項目の観点から、出資金が適正に使用されているかどうかを確認する。

- ① 開発費と操業費の区分処理
- ② 出資対象事業とその他事業の区別処理
- ③ 出資額の算出基準
- ④ 外注先への支払方法
- ⑤ その他証書類の抽出調査

VI. 管理要領

1. 書類管理

出資対象事業に関連する書類の保存期間は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法人文書管理規程（2004年（総企）規程第2号）第15条及び第16条の規定にしたがうものとし、関係書類は必要に応じて随時使用できるよう保存するものとする。

2. 採択後の管理に係る事務の分担

出資対象事業の採択後の管理に係る事務は、Ⅲ. 1. の規定を準用する。この場合に

において、Ⅲ. 1. 中「審査基準」とあるのは、金属鉱物権利譲受け資金出資対象事業に係る管理審査基準（2013年（評価）業務通達第76号）と読み替えるものとする。

3. 出資に関する評価及び株式の処分

(1) 経済性評価

(ア) 出資細則第17条から第19条に定める経済性評価の対象は、前年度末時点で機構が出資残高を有する出資先株式とし、出資対象事業ごとに行うものとする。

(イ) 経済性評価及び評価結果の分類は、別途定める独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構金融事業資産を構成する出資・債務保証等案件の年次評価（プロジェクト・パフォーマンス・レビュー）事務処理要領（2014年（総務）業務要領第61号）によるものとする。

(2) 期末評価

機構が保有する出資先株式の期末評価は、別途定める金属鉱物探鉱及び採掘等事業に関する出資株式の評価について（2009年（経理）通達第137号）により行うものとする。

(3) 株式の処分

機構が保有する出資先株式の処分は、以下の基準により行うものとする。

(ア) 業務の目的が達成されたと認められる場合は、機構の株式売却手続きに従い出資先株式の全てを売却

(イ) 出資対象事業について、生産の見込みが無くなった又は資産価値の低下が懸念される場合は、追加出資を行わず速やかに出資先株式の処分を検討

(ウ) 出資対象事業について、市況等の影響により生産開始に時間を要する又は4年以上開発・操業を休止している場合は、毎年度の経済性評価の結果に基づき出資先株式の処分を検討

(エ) 出資先に出資する本邦法人等（機構を除く。）が売却を求める場合には、速やかに処分

4. 年間事業計画

(1) 機構は、出資細則第12条第1項に定める年間事業計画（以下「年間事業計画」という。）の提出を受けるに当たっては、出資先に対して、年間事業計画、実績及び今後の事業方針等の記載を求めるものとする。同条第4項に定める年間事業計画に重要な変更が見込まれる場合も同様とする。

(2) 年間事業計画の対象期間は、出資先が定めるものとする。

(3) 出資細則第12条第4項に定める重要な変更とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 開発又は操業の手法を大幅に変更する場合

(イ) 資金計画の大幅な増減を伴う年間事業計画の見直しを行う場合

(ウ) 合併事業契約等の変更により日本側負担額が変更になる場合

(エ) その他、機構が重要と判断する事項

5. 出資の実行

機構は、出資基本契約に基づく出資金の払込みの申込書を受理したときには、出資細則第2条に定める権利譲受け資金の出資を除き、当該出資が、機構が承認又は報告を受けた年間事業計画に則したものであることを確認したのちに、当該出資を実行するものとする。

附 則

この業務要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成23年1月24日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成23年4月27日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成24年1月19日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成24年9月18日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成25年8月19日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成26年5月29日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成27年5月13日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、令和2年6月12日から施行する。

附 則

この業務要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、令和2年12月3日から施行する。